

発議案第 8 号

奥州市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を奥州市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出
します。

平成30年11月27日

提出者	市議会議員	及 川 善 男
賛成者	市議会議員	中 西 秀 俊
同	同	小 野 優
同	同	菅 原 圭 子
同	同	菅 原 由 和
同	同	高 橋 政 一
同	同	加 藤 清
同	同	阿 部 加代子
同	同	菅 原 明
同	同	藤 田 慶 則

奥州市議会議長 小野寺 隆夫 様

提案理由

組織再編に伴い、常任委員会の所管事項を改正するものである。

奥州市議会委員会条例の一部を改正する条例

奥州市議会委員会条例（平成18年奥州市条例第330号）の一部を次のように改正する。

第2条の表建設環境常任委員会の項中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

奥州市議会委員会条例新旧対照表

改正後			現行		
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。		
名称	委員の定数	所管事項	名称	委員の定数	所管事項
略	略	略	略	略	略
建設環境常任委員会	7人	市民環境部、都市整備部及び上下水道部の所管に属する事項	建設環境常任委員会	7人	市民環境部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項